

昭和二十七年十二月十日(水曜日)午後一時四十八分開会

委員長	中川 以良君
理事	大矢半次郎君
委員	

先ず政府より提案理由の説明を聴取いたします。

○政府委員(愛知操一君) 只今、議題となりました食糧管理特別会計の歳入不足を補てんするため的一般会計から繰入金に關する法律案につきまします、その提案の理由を御説明申し上げます。

改正する法律案を議題に供し、引き続き政府側より提案理由の説明を聴取いたします。

○政府委員（愛知揆一君） 次に食糧管理特別会計法の一部を改正する法律案につぎまして、その提案の理由を御説明申し上げます。

の繰入をいたすのであります。この内
容は、昨年産米価格決定以後、供出等
も思わしくなかつたために、政府にお
きまして年度途中におきまして供出完
遂奨励金、或いは超過供出奨励金等を
支出いたしましたして集荷の促進を図つた

す。この法律案は、今国会において、別途御審議をお願いいたしております補正予算に伴うものでありまして、食糧管理特別会計において昭和二十七年年度に生ずることが予定される歳入不足百十四億六千万円を補てんするため、そ

現在、食糧管理特別会計法において食糧の買入代金の財源に充てるため、食糧証券を発行し及び借入金等をするのできる額は、連及び最高千七百億円となつておりますが、昭和三十七年産米の政府買入価格が七千五百円に引上げられたこと等の理由により

のであります。時たま／＼消費者米価等はすでに八月に値上げを決定しておりましたので、それが約十億程度の赤字になつたのであります。なお十億のうちには卸、小売のマージン調整を若干いたしましたそれが含まれておることを御了承願ひたいと思います。

考えられ、又労働委員会におきましても去る八日同様の趣旨の下に本委員会と連合委員会を開くことを議決いたしておりますので、この際本委員会におきましても本件については連合委員会を開くことに決定をいたしたいと存じます。が、御異議はございませんでしょうか。

ものである。即ち、昭和二十七年産米の消費者価格及び生産者価格の改訂措置等に伴つて生ずる不足金七十八億四千二百一十億圓余、昭和二十七年産麦の売買差損二十一億圓余、昭和二十六年産米につ

れ、その結果、昭和二十八年一月末において、本会計の負担に属する食糧証券の発行等は、約二千二百億円程度に達するものと見込まれるのであります。従いまして、この会計の運営を出すため、食糧証券を発行し及び償還に滑するため、

いですが、その大きな内容の一つは本年供出完遂いたしました農家に對しまして石当り百円の完遂奨励金を報奨的に出すのございます。これが一応予算上二千五百五十万石を予定いたしておりますので、二十五億五千万円という

ようか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(中川以良君) 御異議ないようでございますから、さよう決定をいたします。なお連合委員会の日時等につきましては委員長に御一任を願いたいと存じます。それではさうに日

き昭和二十七年年度において、繰入金等を
支払つたことによる不足金十億四角余。
その他学校給食用輸入小麦の売却に伴
つて生ずる不足金十四億四角余等の合計
額から、加工米等の売却に伴う歳入増
加見込分九億四角余を差引いた差額百十
四億六千万円を昭和二十七年年度にお
て一般会計から本会計に繰入れること

七百億圓を二千二百億圓まで引上げる
借入金等をするので、できる限度、幾千
億としようするものであります。
何とぞ、御審議の上、速かに御賛成
あらんことをお願いいたします。
○委員長(中川以良君) 引続き内容説
明を聴取いたします。
○政府委員(東郷四郎君) 先づ最初こ

ものを一體會計で補填して頂きたい
というのが一つであります。もう一つ
は今回の補正予算で一月から十キロ六
百八十円という米価にいたしてござい
ます。現在六百二十円という米価でござ
いますので、六百八十円と六百二十
円の差額を十二月の末までに今年産米に
よりますものが、これは安売りの赤字

- 連合委員会開会の件
- 食糧管理特別会計の歳入不足を補てんするための一般会計からする繰入金に関する法律案（内閣送付）
- 食糧管理特別会計法の一部を改正す

○委員長(中川以夏君) 次に食糧管理特別会計の歳入不足を補てんするため一般会計からする繰入金に関する決案を議題に供します。

が、できることとしてやうとするものであります。

何とぞ、御審議の上、速かに御賛成あらんことをお願いいたします。

○委員長(中川以良君) それから引續きまして食糧管理特別会計法の一部を

歳入不足補填のための法律案の内容説明をいたします。食糧特別会計に一般会計から百十四億六千万円の繰入をいたしますに關しました法律でございます。その内容を申し上げますと、百十
四億の内訳でございますが、先ず二十

でございます。約九十六万七千トンばかりの米を本年産米を十二月までに帯るわけでございます。その赤字が五十二億六千三百万円程度でございます。この五十二億六千三百万円の安売りのものと、先ほど申しました完達奨励金

二十五億五千万円を加えましたものが二十七年産米の赤字でございまして、七十八億一千三百万円ということになつております。その次は麦の關係でございまして、麦は本年の食糧管理法の改正に基きまして生産者価格、消費者価格を決定いたしましたのでございまして、その間若干の差損が出るのでございまして、これが大麦、裸麦、小麦、今年の買入数量をほぼ決定いたしましたので、約十億六千万円程度の赤字が、売買差損が出て来ます。そのほか二十六年産麦の追加払いというのを本年はやつております。来年からはいくつかの制度はありますが、それが約十億七千万程度でありますので、両方を合せて二十七年産麦の赤字が二十一億三千九百万円程度になつてゐるのであります。

その次に食糧給食でございまして、生活改善のために学校給食費のうち原麦で半額を政府のほうで負担をいたしております。来年の三月までに一年間で九万トン程度が食糧特別会計から学童給食用に充てられる予定であります。この原麦価格の半額を負担するという金が約十四億九百四十万円ということになります。

以上申し上げました数字は赤でございしますが、酒米等の販売益が九億八百万円程度、これは黒字になるのであります。これを差し引きまして百十億六千万円というのが食糧管理特別会計の二十七年度における赤字でございまして、この歳入不足を一般会計から繰入れて頂くというのがこの法律でございまして、なお検査手数料等が収入でございまして、これは一般会計から又特別会計に入るでございしますが、これは先般の国会で検査手数料の繰入等は特

別会計法の本法でできることになりましたので、今回は歳入不足分だけの繰入の特別法を提出しておると、こういう事情でございまして、それから借入限度千七百億を二千二百億に直しましたのは、先ほどの提案理由の御説明の通りでございまして、米価等が値上りをいたしましたこと等からみまして、どうしても従来の千七百億では最高限度が足りませんので、一月の借入と収入支出の差額二千五百十億程度を予定しておるのであります。丸めまして二千二百億程度がどうしても借入の最高限度になります。

供出等は一応二千五百五十万石、超過供出は本年度は二百五十万石と合せて二千八百五十万石程度を算定をいたしまして、その単価の値上げ、月別の借入価格を計算をいたしまして、二千二百億の繰上発行を必要とするというのであります。そのほか御説明いたしたことはございせん。

○委員長(中川以良君) 本日は引続いて中小企業の金融の問題につきましていろいろ御審議を願うことになつておりますので、質問は次回に延ばしたいと存じます。但し資料の要求等がございまして、この際お願いしておきたいと思ひます。

○小林政夫君 補正予算書の八十六頁に食糧買入代金の減少が二百四十七億となつておりますが、この内訳を知りたいと思ひます。

それから貸借対照表によると、期末に食糧の残が金額的には出ておる。これが当初予算と補正後の予算とでは数字的には殖えておるが、数量的にはむしろ減つておるのじやないか。或る程度食糧の減が行われてはおらんかとい

うことを知りたい。そこで数量的に、単価が上つておる、金額は殖えておりますが、数量はどうなつておるか、それを知らしていただきたい。

○政府委員(東郷四郎君) これは資料でお出しいたします。主たる原因は麦の買入が非常に少なくなつております。それが主な原因になつております。

○委員長(中川以良君) 成るべく速かに御提出を願ひます。それでは只今の西法律案に対しまして本日の審議はこれを以て打ち切ります。

○委員長(中川以良君) 続いてお諮りをいたしますが、かねて小林委員、木村委員等より御要求がございました。目下の急務でありますところの中小企業金融に関する件をこれから議題にいたしたいと存じます。

なおこの際お諮りいたしますことは、只今日本開発銀行の理事松田太郎君、なお引続いて商工組合中央金庫理事門司政信君、これは追つて出席される予定であります。この御両名が本日は来られることになつておりますが、いずれも参考人として御意見を伺うことにいたしますと存じます。が、御異議ございませんでしょうか。

○委員長(中川以良君) 御異議ないものと認めまして、よつてさうに決定をいたします。

松田開発銀行理事にはわざ／＼御出席頂きまして有難う存じました。本日は開発銀行のお立場といたしまして、特に中小企業に關する金融の問題についての御所見を承りたいと存じます。どうぞお願いいたします。

○参考人(松田太郎君) それでは只今から日本開発銀行といたしまして中小企業融資の仕事を最近始めましたので、それに対します大体的方針並びに融資の手續等につきまして大体的御説明を申し上げます。

御承知のように、開発銀行といたしましては、従来は復金の債権を承継いたしました関係からいたしまして、当時復興金融金庫といたしまして、いわゆる中小企業に対して融資をいたしておりましたので、その管理回収のほうの仕事を開発銀行といたしましては、中小企業関係においていたしておたのであります。ところが先般見返資金につきまして、全部開発銀行のほうにこれを承継することに政府の方針がございまして、その結果見返資金のうちで中小企業の関係は、海運関係と一緒に十月十九日に見返資金の承継をいたしましたのであります。そういう関係で従来は見返資金として日本銀行のほうで貸出しの仕事をおやりになつておりましたのを、そういう関係からして今後開発銀行として新規に中小企業に対する貸付の事務をいたすように相成つたのであります。なお開発銀行といたしましては、見返資金の承継は十月十九日でございますが、その日本銀行当時における事務の停止と、開発銀行に移りました間の事務上の円滑を欠かないようにという意味で、実際は九月の十六日以降申込の受付をいたしておたような次第であります。

然らば開発銀行といたしましては、中小企業融資に對してどういふ方針で臨むか、中小企業の融資の問題につきましては前国会或いは前々国会等におかれまして、開発銀行のような性格

のところで中小企業の融資を担当することがいいかどうかということについては、いろいろ御議論もあつたやに承つておるものであります。いづれにいたしましては開発銀行といたしまして、政府の方針に従つて中小企業融資を見返資金の承継と共に開始いたします以上は、できるだけ実情に即した融資方針をきめ、又手続もそれに即して参りたいという考えで現在進めておるのであります。その一つの現われといたしましては、先ずこの中小企業融資の貸付方法につきましていろいろ検討いたしました結果、原則といたしましては、日本銀行当時におやりになつたように、いわゆる一般の市中の金融機関にお願いをしまして、いわゆる代理貸しの制度を原則として参りたい。止むを得ない事情にありますが、これは、開発銀行といたしまして直接貸しをいたすことにいたしております。

が、原則は代理貸しの制度にして参りたい、こういうこととあります。この問題は今日日本開発銀行といたしまして、発足日もそう長くないのであります。従つて十分いろいろ面で審査をして参ります上において、随分的にも完璧とは申せられぬのであります。特に中小企業はいろいろ面でそれ／＼の特徴があらくなるのであります。従つて最も企業の実態を當時把握しておられるところが、これに直接御関係頂くことが大事じやないか。それから又御承知のように、中小企業に關しては一種さうだと思ふのであります。この設備資金のみならず、運転資金と相付つて中小企業としての完全な育成ができて行くわけだと思ひますが、従つてこの運転資金につ

いて絶えずその供給に関心を持つておられる、又それを通じて企業の経営等について御協力を申上げていく金融機関というところに御願ひすることが、實際上の問題として実情に即し、而も速かに中小企業融資の目的を達成せられるのではないかと、という観点からいたしまして、この代理貸付の制度を原則といたしまして、特に中小企業者としてお取引先の銀行がないとか、そういう特殊の事情があるような場合には私のほうで直接でお貸付をするということも考えておりますが、今申しましたように建前といたしましては代理貸付制度を原則といたしておるのであります。

然らばこの代理貸付の方法についてどういう方法を考へているかという点につきましましては、大きく申しまして二種類を考へております。第一の種類はいわゆる単独融資方式と名付けていいたいと思ふのでありますが、金額を当開発銀行の資金によつてその金融機関の全責任において貸付をして頂く、こういう形であります。それから第二がいわゆる協同融資方式と名付けていいたいと思ふが、この方式は又従来日本銀行においておやりになつたいた方法でありますが、いわゆる受託金融機関と開発銀行との協同融資による貸付の方法であります。大きく申しましてこの単独融資方式と協同融資方式との二種類に分けることができると思ふのであります。なお単独融資方式のうちに更に甲方式とか、乙方式とか言つて分けてございまして、これは私のほうと金融機関との間の手数料その他回収不能のような場合に対する責任の帰属の範囲というような点で分けているのであります。

引きました残りの五百万円を限度として追加融資の場合には考へるということにいたしております。それから第二に便益につきましましては、これは開発銀行法にもございまして、開発銀行の性格から申しまして、設備融資に限定いたしております。それから第三が対象業種でございますが、これも大きく分けて輸出産業と、それから重要基礎産業の関連産業、例えば鉄鋼でありますとか、或いは電気産業でございますとか、そういうような重要基礎産業自体には貸付はいたしませんので、そういうほうと、関連にある下請業者といったような、そういう関連のある産業に対して貸付をする。それから生活必需品産業という工合に分けております。できるだけ輸出産業、重要基礎産業との関連ある産業、生活必需品産業というものの解釈は実情に即するように考へて参りたいという気持ちでやっております。それから第四は償還期限でございますが、これは一年以上五年以内、なおその中で一年以内の据置期間を認めるようにいたしております。それから貸付利率は年一割ということにいたしておりますが、これは従来の日本銀行当時のお扱いにおきましては、財団乃至は不動産というような抵当権の設定せられる物件のみを担保物件の対象としておられたやうであります。今回はそのほかにも動産その他の資産につきましても担保と見ることができ、担保にすることができるといふことにいたしております。なお、保証人とか保険等のそういう問題につきましては、従来の見返資金の大体やり方に習つております。なお、このことが大体的な条件でございますが、こういつた単独融資につきましましては、今申しました代理店が融資をするかしないかということについては、今申しましたような条件がなつておる以上は代理店の専決事項になつておまして、代理店がそれを決定せられて開発銀行のほうにその結果資金を廻してもらいたいというお話があれば、私のほうとしては審査をいたしませんで資金を廻すという形にいたしております。この点が従来の行き方とは相当開発銀行といたしまして考慮をめぐらして、中小企業の融資についてできるだけ円滑に迅速に融資ができるようにして参りたいという考えの一つの現われと申上げていいたと思ふのであります。

それでは単独融資方式につきましまして、先ず第一に中小企業の融資の範囲をどう見ているか、ということにつきましましては従来日本銀行当時におかれましては、資本金又は出資金を五百万円以下の法人又は個人という工合にしておりましたが、最近の中小企業の実情等から考へまして、この資本金又は出資金を一千万円以下の法人又は個人ということにいたしました。それから従業員は原則として三百名以下、従業員につきましましては三百名が多少増えましても中小企業として取扱ひすることにやぶさかではないのであります。なお融資限度につきましましてはこれも従来の五百万円以下、一口五百万円以下となつておりましたが、これも最近の事情を勘案いたしまして、一千万円以下と倍額に増額をいたしたのであります。なお中小企業等協同組合の共同施設というようなものに對しましては、従来の普通の融資の倍額を考へて限度としておりましたので、今回も普通の融資が限度を一千万円以下にいたしましたので、協同組合の共同施設につきましましては、二千万円以下ということにいたしております。尤も追加融資と申しますか、従来の復命時代、或いは見返資金当時からこの財政資金に對しては融資を受けられて、まだそのまゝになつていられるという場合には、それが仮に金額が現在幾額として五百万円であるとするれば、千万円から五百万円を

それから次の行き方が、いわゆる協同融資の方法でございます。これは七割を開発銀行、それから三割を受託金融機関、いわゆる資産の割合で協同融資をするということにいたしております。貸付利率につきましましては従来の見返資金でおやりになつておつたと同じような意味で、貸付利率は年七厘五厘、受託金融機関のほうはその都度金融機関の従来のやり方に任せるということでございますが、大体七、三の割合でございますので、一方が七分五厘、片方が一割を超えましても大体平均いたしますれば、まあ一割ほんの前後くらいのところは収まるのではないかと考へております。それから融資の決定につきましましては、先ほどの単独融資の場合と異なりまして、本行のほうで七割を持ちます関係上、融資決定等につきましましては必ず個々のケースについて開発銀行と御相談を願つてきめて

以上が大体貸付の行き方でございますが、多分お手許にお配りいたしておきました資料のうちにもこの点について詳細に記してございまして御覧頂きたいと思ひます。

然らば一体開発銀行といたしまして本年度どの程度融資をするつもりであるのかということになると思ふのであります。本年日本銀行から見返資金として引継ぎをいたしましたのが先ほど申しましたように十月の十九日でありましたが、その当時日本銀行として本年度お使いにならずに残つたものとして私のほうに引継ぎされたものが約二十五億ほどでございます。本年度の見返資金の中小企業に対する全体の予定は二十億、それに昨年度来の繰越が約十二億というので三十二億あつたのださうであります。そのうち先刻引継ぎされたものが二十五億引継いであります。二十五億引継ぐと申しますか、融資残として今後使えるものを二十五億頂戴したのであります。我々のほうといたしましては中小企業融資の償還等のことも考へまして、回収金の点から大体引継ぎました以降、つまり十月から明年三月まで三十億くらいにして考へて参りたいという方法で只今融資をしておりますが、場合にやりますれば事情の許す限りもう少し増額をしなればならないのじやないかというような考へも持つております。

私のほうは引継ぎましてから先月末までに申込みれた件数は約二百件ございす。金額にいたしまして九億二千三百万円ほどになっておりますが、そのうちでやはり十一月末で貸付の決定ができましたもの百四十八件、金額にいたしまして六億八千六百万円ほどございす。丁度件数にいたしましては金額にいたしましては偶然の一致かと思ひますが、申込みに対して七四〇程度に相成つております。そのうちでやはり今申しました単独融資方式が遙かに多いのでありまして、決定されましたものを見ましても単独融資方式によりまして九四〇程度を占めております。残りの六〇程度がいわゆる協調融資の方式になっております。それから又業種について考えて見ますと、やはり十一月末で資金の決定になりましたもののうち約五一％が重要産業との関連産業ということになっております。それから四四％が生活必需品産業ということになっております。残りの五％程度が輸出産業ということになっておるのではありませんが、やはり今日の時勢を反映しておるかと思ひますが、輸出産業が何と言つても誠に軽微な形になっております。

合に甲方式、乙方式、丙方式というやうな言葉を使つております。甲方式、乙方式が先ほど申し上げました単独融資方式になり、丙方式が協調融資方式になるものであります。それで甲方式の場合には全責任を受託金融機関が持つて頂く。従つて危険が到来いたしました場合、収が完全でないといふやうな場合には、その受託金融機関がその残りに持つて申しますか、責任を持つ、言い換へればあらかじめ全額について受託金融機関が開発銀行に対して補償の責任を持つ、ということになっております。従ひまして他方そういう意味で、私のほうとしては手数料についてはいゝわゆる平均残高の五％というものを手数料として差上げる。言い換へれば手数料の面については、先に申します乙方式の場合よりよくしております。ことに、全責任を持つて頂くということにいたしております。それから乙方式といふのは、これはどうしても回収が完全に行かんといふやうな場合には、その融資額の七割を受託機関に責任を持つてもらつて、残りの三割は開発銀行のほうで背負うといふ形になつております。併しながらそれと並行して今のお手数料は三五％ということにいたしておるのであります。そこが甲方式、乙方式との違いでございます。

五％も銀行に手数料をやると思返資金のほうに對するあなたのほうの金利の支払いは五分五厘でしたか、四分五厘でしたか、マージンがないということですか、開発銀行としては。

○参事(松田太郎君) 全然マージンがないといふまでは言えんかと思ひますが、その辺はできるだけ今申しました受託金融機関に全責任を持つてやつて頂いて、而かもあとの回収等についても全責任を持つて頂く以上は、ここで却つて私のほうでそういうほうを減つて全体から見ますと結果が出るよりは、こういう方法をとつたほうが協調融資といふ点からいつてもいいでありましようし、又全般的に見ても開発銀行のほうとしてもそのほうが確実な融資ができるのではないかと、この氣持で、こういう方式をとつたのであります。

○小林政夫君 御趣旨はよくわかりますが、實際問題として見返資金特別会計のほうは金利は五分五厘でしたか。

○参事(松田太郎君) そうです。

○小林政夫君 だから結局甲方式による場合は五厘だけのマージンということですね。開発銀行のほうはそう了承してゐるわけですね。そうして融資申込が十一月末で二百件で九億二千三百万円、本年度内に融資可能とあなたのほうで推算されておるの、回収金を含めて三十億ということになると、この申込受理について何か特別の期限をきめておられる関係でござんのか。どうして、申込んで下さい、一応窓口は拡げておつて、現在九億二千三百万円の申込しかないのですか。

○参事(松田太郎君) その点につきましては、今少し詳細にお話をいたしましたと思ひますが、大体一括いたしました

ては、何分にも中小企業に對する融資の額をどの程度にするかということについては相当検討を要することだと思ひますが、本年度におきましては先ほどお話し申し上げましたように、十月以降、来年の三月まで三十億といふやうなことを一応目安にいたしておりますが、これについては明年度又如何はどのにするかということが、当然検討しなければならぬことだと思ひますが、その際にやはり融資の額について、全体から申しますと制約を受けまして、従つてただやみやたらに出して参るといふこともできません。従つて大体各四半期ごとに各金融機関のほうから、この一四半期のなかにはこの程度の融資をしたいと思ふという、融資額の申込みをして頂くようにいたしたいと思つております。それで引継ぎをいたしました十月は、引継ぎ後間もなくでございまして、又そういうほうの準備もできませんでしたために、十月につきましたは各金融機関に申込みがあつたその額について、私のほうから資金をつけるということにいたしました。従つて、大体十月末において資金をつけることに決定いたしましたのが、四億六百万円ほどございました。それから十一月、十二月につきましたは、先ず手始めという意味で二カ月間に、最初の資金枠を考へまして、その十八億を受託金融機関として現在約百五十億ほどございまして、そのなかでいゝわゆる資本金とか或いは預金の状態とかいゝやうな点を調べて、又日本銀行当時からおやりになつておつた金融機関をそのまゝ大体引継ぎまして、そうして今の十八億何がしというものを金融機関に配

分をいたしましたのであります。従つて何分にも百六十もございまして、特に今申しましたやうな資本金とか或いは預金等の少いところにつきましたは、二カ月で五百万円程度の資金枠しかなかつたといふことも少なからずございす。これはまあ事實でございす。が、そういうふうにいたしておりましたが、そうして各金融機関のほうから今の枠内で申込を、申込と申しますか、甲方式、或いは乙方式、或いは丙方式によつて私のほうに御連絡を頂くことにいたしてゐるのであります。それが今日までにおきましては、大体お話しが出て私のほうに連絡のありましたものが約五億ばかりございす。先ほど申しました四億とそれから今申しました五億といふものを入れますといふと、大体九億何千万円といふものが、申込みで来られた数になつてゐるのでございす。

○小林政夫君 そうすると十月の四億六百万円といふのは金額まあ申込があつたといふことですね。そうして十一月、十二月の割当が十八億のうちで現在十一月末までに五億の申込だ、こう考へていいわけですね。

○参事(松田太郎君) はあ。最初のやつは四億六百万円でございます。

○小林政夫君 それは一ぱいになつたわけですね。申込は全部……。

○参事(松田太郎君) 十月までののは枠をつけませんで、もういゝわゆる申込まれたやつは全部つけて見ようといふのでいたしましたのが四億六百万円、十一月、十二月は今申しましたやうな枠をいたしてゐるのですが、それが今のようなものです。

○小林政夫君 その枠はそれでいろいろ

○参考人(松田太郎君) この点につきましては、只今のところは今月の十五日を一応境といたしまして、十五日までに貸付先がきまらなくて相当額残つたというところも、銀行によつてはおありじゃないかと思ひます。又銀行によつては、足りなくて困るということ

粹を減らして行くというよりなことを、今後の実績を見てやつて参る、こう考えております。

○小林政夫君　銀行としては、今の甲方式による場合でも乙方式による場合でも資金コストはゼロで、五分の手数料をもちうということではありますが、五分で例えば中小企業を相手の、而も長期資金に対して責任を持つ、全責任を持つということが、手数料五分でペイするかどうかという点ですね、これについて何か意見は言っておりますんか。

○(参考人松田太郎君) この点につきましては、銀行筋直接から別段意見というものはございません。銀行筋のほうからは五分じや少なすぎるという声は、少くとも今のところは入っておりません。無論先ほど小林さんから話ございましたように、少し五分は甘すぎるのじやないだろうかといううなずきの話が、多少他の銀行あたりからお話

がございしますが、先ほど申しました中小企業に対する融資を、円滑にやつて行きたいという意味から、多少先ほどお話のような点もございと思いますけれども、やつておりますので、今のところは五分で少くて困るというところはございません。従つて先ほど申しましたように、甲乙丙全体を見ますという約九六％がその単独融資方式、なおこれを内訳を申しますという甲方式が八〇％、乙種方式が一四％というような形で、やはり銀行としては甲方式を選ばれる銀行が多数のように感じております。

○小林政夫君　そうすると受託金融機関も渋々やつてゐるわけではない。むしろ或る程度進んでやつてもいいとい

う気持があつて、中小企業貸付を扱っているならば、申込は今のような、割当があつても全体で或る程度枠の融資も再配分ということも可能である、だから必ずしも自分の枠内においてセーブするという考えはない、うんと申込があれば、あなたのほうへ無理を言つて再配分を受けるという途も開かれてゐるのには、総額十八億の割当に対して五億程度しか現在ないということとは、一般の中小企業金の詰りという面から行くと、非常に我々としては奇異な感じを受けるわけで、こういう途が開かれたということになると殺到して、例えば国民金融公庫等においては僅か十億、申込額の三割しか融資できない。それと比べれば非常な差なんですね。この原因はどういうふうにお考えになつてゐるか。開発銀行の目的にかつた設備資金の需要がないのかどううか、どういうふうにお考えになりますか。

○参考人松田太郎君）その点につきましては、少くとも現在の段階におきましては今お話のように、我々としなくても多少奇異な感じがいたすのであります。一つには或いは私どものまだこういう方向による宣伝と申しますか、周知ということも足りない点があります。併しこの点については各金融機関にも又商工会議所とかそういう方面にもお話をいたしまして、できる限り周知の方法はとつておりますが、なお従来日本銀行等においておやりになつておりました場合の、その協調融資の方式でありますとか、それから或いは資本金或いは融資限度等の点等がまだ頭にあつて、なかなかこの申込をしてもどうだろうかと

いうようなお氣持が或いは中小企業者としてはおありになるのではないかといつたような懸念もいたしておりまゝす。現に大阪府の役人さんからも私のほうにお話がございまして、大阪府のような、特に中小企業の非常に盛んな所であつて、なお且つ今度の融資申入が非常に少いのはどこかに欠陥があるのではないかと思ふので、自分のほうとしても、そういう欠陥がどこにあるかをいろいろ検討している、従つてその研究の結果ができれば、又開発銀行のほうに相談に行くから、一つそういう点について十分今後も検討してもらいたいというような、非常に熱心なこの事態を見守つて頂いているところもあるようですが、いずれにいたしましても、今申しましたような、まだいろいろ足りない点はあると思ひますが、この方法が徹底されて参りますれば、相当私はこれが殖えて行くのじやないか。のみならず今日まだこの制度が始

まりまして二カ月余りでございますが、特に、この十二月も今十日でございますが、この十二月の半ば過ぎからは相当一斉に申込が殖えて来るのじやないかというような氣もいたしております。それから又、恐らく金融機關の内部におかれましては、いろ／＼内部關係の御方針がおりになると思ひます。例えば銀行によつては丙方式を原則としてやりたい、又銀行によつては甲方式を原則としてやりたいというやうな、いろ／＼方式なんかにつきましても、又銀行内部で、その利害得失をいへる／＼研究しておられるところもある。銀行筋としても貸付の場合、その辺を業者側のほうともいろ／＼御相談になつてゐる向きもありやせんかと

思います、その辺がはつきり甲方法
 によるものが最もよいというような点
 が更に金融機關におかれましてもわか
 つてくれば、ます／＼こういつた方式
 によつて出て来るというようなことも
 考えられると思うのでございますが、
 要は需要は誠に多いのでございます
 が、要するにその辺の程度について、
 開免銀行としまして、或いは金融整
 託機關のほうとせられましても、又中
 小企業自体とせられましても、お互い
 にもう少しそういう点についての連絡
 が密になれば、又この方法が更に周知
 徹底されれば、もつと／＼申込は出て
 来るのじやないかと思ひます。なお又
 この問題について設備資金よりもむし
 ろ欲しいのは長期運転資金なんだ。何
 か運転資金を開免銀行のほうから貸し
 てもらえんかどうかというような声
 が、直接中小企業者のほうからは非常
 に強いのでございます。これは先ほど
 申しましたように現在の法制の上にお

きましては設備資金だけに限定されておりますものですから、そういうところにも多少の問題はありはせんかと思ひます。さように考えます。

○小林政夫君　最後に触れられた点が私は一番問題だと思ひます。長期運転資金が中小企業としては問題である。設備資金はこれは一部の中小企業の金融需要であつて、本当は普通の市中銀行は、短期運転資金も余り気持よく扱わないが、まあ長期運転資金においては……併し中小企業の実態からいふならば、長期運転資金が欲しいのいうならば、設備資金は自分の力でやるが、常時固定する運転資金が都合がつかないもので、無理をして高利に走つたりして、ますます経営を苦しくなさしめて

いるというところが今の中小企業金融の一番の問題点じゃないかと思うのでありますが、そこで一般の金融機関のほうにおいてもこの中小企業に対して長期運転資金を今のような御認識なれば開発銀行が扱ひ得るようになれば扱つて見たいというふうなお考えが、おありと考えてよろしいのでございますか。

○参考人(松田太郎君) この点は開発銀行がそういう長期運転資金も扱つたほうがいいのじやないかということ、これは私は開発銀行全体の性格としましてよほどこれは研究しなければならん問題である。従つて率直に申し上げますと、そういう問題も含めて中小企業金融というのは或いは特殊な金融機関が必要ではないかということ、これは私個人であります、考えております。私の先ほど申し上げましたことは、今の開発銀行の性格としては設備資金に限定せざるを得ないと思ひますが、併しながら実際の中小企業者

の声としては長期運転資金等に非常な関心を持つておられる。それがこれに対する融資申込が割合少ない理由じやないかということを考えております。直ちに私のほうが中小企業に対する長期運転資金も取扱つていかどうかということについては、よほど私は慎重に研究しないと結論が出ない問題かと思ひます。

○小林政夫君 大体の考え方としては全く私も同感でありまして、そも／＼見返資金の債権債務を、私企業投資分の債権債務を開発銀行が継承するとき、中小企業に対する貸付を開発銀行が引継ぐということが我々は無理だと思ふのです。併し一応今そういうこと

で滑り出したので、その折角中小企業金融部門ができたとすれば、将来は私は何らかの形において分離するのが筋

だと思ひますが、この中小企業に限つて開発銀行が長期運転をするのを扱つてということならば、全体の開発銀行としての建前を崩すわけでもないのです。中小企業融資部門ができたということがすでに開発銀行としては或る意味においてはずつかりしない点なんです。が、そういうことをやつてゐる範圍においては併せ長期運転資金を扱つても、そう全体の建前が狂うという問題じやなし、中小企業融資の根本の狙ひ、而も或る程度政府資金で以てやらなければならん点は、長期運転資金のほうにより問題が多いということならば併せ扱われても、そう無理とは思へないので、研究を要すると言われるが、その今の中小企業の現状からいつて長く研究々々で放置することもできないし、即座にやれるような措置を講じて著しく不都合がございいますか。

○参考人(松田太郎君) その点につきましてはやはり私は率直に申し上げますれば現在の日本開発銀行法というものの改正在要るのじやないかと思うのであります。これはもうはつきり設備資金と申しますか、長期資金に限定するように法律に挙つております。従つてむしろ法律を改正してまでやるという場合には、最近私どもも新聞等いろいろ拝見しておりますが、今日もこちらに中小企業庁長官が見えておるようでありますが、政府とせられまして、もつと高い見地から中小企業に対して、或いは設備資金、或いは運転資金、特に長期運転資金等についてどういう角度からやるのが最も中小企業

者にとつていい制度であるかということをお考え頂くことが私は筋じやないかと思ふのであります。

○小林政夫君 全くそのお考えとしては同感ですが、忽ち今中小企業の非常に危機に追い込まれておる、特に金融面からの危機が大きいところであつて、速急にやるとする場合に、例えば一部に言われておるような中小企業融資特別会計というものをやつて、或いは中小企業金融の特殊政府機関を作つてやるということは私は相当暇取る話であつて、幸い勿論その開発銀行法の一部改正をしなれば長期運転資金が扱えないということは承知いたしておりますが、その法律の改正をやつて、そうして直ちに長期運転資金が、少くとも中小企業部門については長期運転資金が扱えるということにした場合において、あなたのほうでそれを十分こなしますという自信があまりかどうか。

○参事人松田太郎君 この点について

ては勿論そういふほうに国会の御方針で法律の改正ができ、而もそれを少くとも当分といつていいのかどうか知りませんが、開発銀行のほうでやれということになれば、開発銀行としましてはその点についてはできるだけの努力はしなければならんと思つております。併しながらやはり行き方といつしましては先ほど来申しましたような現在の實際をよく認識しておられますところの金融機関を通じてやつて参るといふことがやはり私は必要かと思つておりますが、それはいやしくもそういう工合に法律が改正されて、開発銀行で而もそれをやらなければならんということになれば、勿論できるだけの努

力はいたしますが、今小林さんのお話のように、もう痒いところに手が届くようにするということにつきまして、今後よほど私のほうとしても現在の行き方につきましても研究しなければならん問題だと思いますが、そういう大きな問題につきましては私どもも現在与えられた範囲におきましても、できるだけ欠陥等を逐次是正いたしましてやつて参りたいと思つております。今のようなお話の点については、そういう際には私からそういうことをお答え申上げていかどうか知りませんが、開発銀行全体としてもよほどその辺の観点を新たにして更に研究しなければならんかと思つております。

○委員長(中川以良君) 今の小林委員の御質問に關連いたしまして岡田中小企業庁長官から一つ御所見を承わりたいと存じます。

○政府委員(岡田秀男君) 長期設備資金もさることながら、長期運転資金が

欲しいといふことにつきましては、もう私どもも十分承知いたしております。例えば最近福井等からの陳情がございますのでありますが、これは短期の金で設備しておるやつを長期に直してくれという問題と、その他長期運転資金が欲しいということとで随分やかましく陳情が来ておるのです。私どももいたしましてはその点につきましては極力勉強いたすつもりでおりまして、中金が現在貸出しております総貸出高の中で、長期資金として貸しておりますものが二割弱程度に過ぎないのであります。少くとも中金だけに對してもこの長期の金を極力出すように、又中金の理事者におかれましては、

長期資金を少くとも最近において二、三割、行く／＼は五割程度まで殖やしたいというような決意を示されておる

わけであります。私どものほうでも差
当り商工中金を活用いたしまして、長
期の金を極力出すように努力いたした
い、かように考えておるわけござい
ます。今度補正予算におきまして商工
中金に二十億の貸付金が出ておるので
ございます。これを二十億だけで使い
ますれば大した金額でございせん。
これを仮に出資に振替えといたしま
すれば、四百億の債券が発行できる。
但しその債券が如何にして消化でき
るかという問題をこれはよく考えなけ
ばいけないと思う。現在商工中金は十
億程度の債券を毎月発行しております
のが、現在資金運用部の引受け程度
ではこの十億がせいゝ山のように思
われるのです。資金運用部においてど
の程度の債券が今後更に増額して引受
けられるかというようなことも検討い
たさねばならんと思っております。こ

の二十億を商工中金に貸付けた事実を一つ着目いたしました、これから最も有効に資金が活用できるような工夫をこらして、そうして一層中金の長期資金貸出能力を殖やす方向に持つて行こうということで、大蔵省と目下鋭意折衝中の状態でございます。

○小林政夫君　今委員長から尋ねられたのは先ほどの開発銀行の長期運転資金の問題で、関連してあなたの御見解を聞かれたと思うのですが、今のお話を聞くと商工中金にうんと長期資金を扱う比率を増大させて、開発銀行のほうに私が今言つたような長期運転資金を扱わす必要はないというふうに聞えますが、そういうことですか。

○政府委員(岡田秀男君) 現在のところ私もいたしましては開発銀行法を改正いたしまして、これに運転資金を扱って頂くことにつきまして、計画を持つておらんのでございませう。

○小林政夫君 あなたは計画を持つておられなくても、国会で我々がやるかも知れないのです。望ましいか望ましくないかということをお尋ねしておる。

○政府委員(岡田秀男君) 私どものほうといたしましては、若し長期運転資金をどこかで相当大掛りに扱つて行くということにするといはしますならば、例へばこれは政府の方針としてきまるかどうか知りませんが、中小企業庁が提案いたしておるような、例へば特別会計等のような構想が実現いたしますならば、それによつて長期運転資金を運用して行くという方向のほうは望ましいと私個人としては考えております。

○小林政夫君 それはそういうふうに行くことが先ほどの私と開発銀行当局との質疑応答によつても我々もそう考へておるわけですが、当面する中小企業金の金融難の速急な打開ということで行くならば、補正予算にもあなたの構想は出ていないのだし、そうして取りあへず速急にその長期運転資金を解決して行くということであれば、今考えられる早急としては開発銀行に扱わせるといふよりはかに迅速にやれる方法はないのじやないのですか。

○政府委員(岡田秀男君) 当面差当りの問題といたしましては、先ほど申しましたように組合金融に限定はされておりますけれども、中金のほうは現在

の態勢におきましても或る程度の長期運転資金を扱い得る態勢になつておりますから、差当りといはしましては中金に極力勉強してもよろうにしたい、かように考えるわけでございませう。

○小林政夫君 中金も勿論うんとやつてもらつて、併し中金も今お話のように二十億増資をして債券発行限度は拡がりますが、この運用部資金によつての消化等ももう今度の補正予算を見るに、殆んど従来の繰越額にうんと食ひ込んで先ず本年度内においては余力は乏しい。そうすると今までの融資比重を変えて行つて長期運転資金を商工中金が扱うようにしても、今の開発銀行との質疑応答によつてお聞きのように、三十億年度内に融資する予定である。而も十一月、十二月には十八億を予定して、それに対して僅かに五億の申込みしか今なつておらない。せいぜい殖えてもまだ余裕がある、開発銀行には、そういうようなところに目をつけて、或る程度これを長期……、多少でもプラスになればいいのです。而も商工中金のあり方として、必ずしも開発銀行のような行き方とは違つて来て、商工中金の今までの運営のし振りを見ておきますと、市中銀行に近いようなニュアンスがあるわけですが、これはあとからよく聞きますが、そういうことから言つて開発銀行的なセンスをもつた長期運転資金を出すことが中小企業にとつては最も必要なことではないか。それでまああなたは政府委員としていつきそうやつてくれとかいふようなことが言いくいから、今そういう御答弁をなさるのか知れないのですが、できたとしたら望ましいこ

とじやないですか。開発銀行が長期運転資金をやるということになれば、中小企業庁としても望ましいというか、望ましいかどうか。中小企業のためにいいことじやないでしょうか。非常に著しくあなたのほうに行政上の観点から考えられて何か差支えがおりますか。

○政府委員(岡田秀男君) 私のほうといたしましては、要約すれば中小企業者の要求しております資金が円滑に供給されることに相成りますれば、そのルート等は多少、どのルートから参ろうともかまわぬ、概括的にはさうに考えられるわけでありませう。ただその場合にできますことなら一番素直な方法が望ましいということになりますけれども、併し開発銀行が長期運転資金を扱うことはまかりならぬというふうな考へを持つておるわけではございませう。ただ開発銀行が扱ひになることとしたとしても、先ほど松田理事からお話がありましたように、代理店を活用して行くという形をとりたいとおつしやつております。そうしますれば、結局貸出すか貸出さんかの決定をいたしますのは普通市中銀行なり、それぞれ金の金融機関でございませうから、中金がやりました……私大いにやりましたと申ししたのでありますが、やり方がそう変わるやり方ではないのじやないかというふうに考えるわけでありませう。

○委員(中川以良君) 私から松田理事に伺いたいのでございませうが、今お話があつたのは見返資金関係の問題でございませうが、開発銀行は復金の債券を受継ぎになつておられるので、復金債券に対する回収分というものは

逐次あると思うのでありますが、これに対する運用はどうなつておりますか。

○参考人(松田太郎君) 先ほどお話を申し上げました日本銀行から引継ぎをいたしました場合に、まだ余裕金と申しませうが、今後見返資金として使い得るのが二十五億ほどございしたのでありますが、それを三十億程度にいたして本年度の中小企業に対する融資枠を考えましたのも、今お話になつたようなそういう回収等も頭に入れました三十億というふうなことを考えたのでありませう。明年度以降に降つてきてもそういうような点も頭に入れました枠を決定して参つたらどうか、こう考えております。

○委員(中川以良君) なお復金の回収は大体予定通りの額が回収をされつてございませうか。それから更に中小企業に出された復金融資というものは、再び中小企業に還元をするという原則をお守りになつておられるかどうかの点を伺いたい。

○参考人(松田太郎君) 復金時代の回収は相当順調に行つておりまして、十一月に回収されまして予定のほうにつきましても、目標に対して大体……復金時代の分につきましてはちよつと私御説明を思い違ひしておりました。六〇%か六四・五%くらいのところは回収になつております。ところが見返資金として日本銀行時代から貸しておりました分については、現在十一月分については九七%くらいは回収になつております。私も今お話をいたしましたのはこの回収のものも中小企業のほうに成るべく回して参りたいと思つておりますが、これらの点について

は、やはり年度全体の傾向と言いますか、大蔵当局のほうともいへば、お打合せをしなければならぬので、はかどりとどの程度ということができまじやう。これは今申し上げるわけに行きませんけれども、我々としてはそういう気持でできるだけ進んで参りたい、こう考えております。

○委員(中川以良君) この点につきましては、前大蔵大臣の池田さんにごの委員会を以て申上げまして、中小企業に出した分は再び中小企業に還元をするという原則を厳守して頂くように申しまして、はつきり御答弁もあるはずでございませうから、どうぞ一つその原則をお守りを賜りますようにお願いをいたします。それからもう一点私から伺いたしたのでありますが、先ほどの御説明を伺いますと、今までお出しになつた四十八件で六億八千六百万円というお話を承つたのでありますが、それが、そういういたしますとこれは一件約四千五百万円くらいの見当……。

○参考人(松田太郎君) 百四十八件です。

○委員(中川以良君) 百四十八件で金額は六億八千六百万円。そういういたしますと一件当たり約四千五百万円くらいになるのではありませんか、大体の規則としては一件が一千万円、又組合は二千万円というふうになつておりますが、それは私この額では非常に少ないと思つてございませうが、従つてこれは実情に即応して余計にお出しになつておられるのかどうか。

○参考人(松田太郎君) 六億八千六百万円で百四十八件ですから、五百万円足らずでございませう。

○委員(中川以良君) そろばんの間

運いでございました。撤回いたしました。

それでは次に商工組合中央金庫理事門司政信君より、商工組合中央金庫のお立場よりいたしまして中小企業の金融に御所見を承りたいと存じます。

○参考人(門司政信君) 先ず商工中金の業務の近況から申し上げたいと存じます。

本年の一月から五月頃までの商工中金の業務は、どちらかと申しますと、横ばい的な様子を呈しておつたのでございまして、六月以降相当のスピードを以ちまして貸出は増加をいたしてあるのであります。六月から十一月末までの増加をいたしました金額は八十八億、約九十億円ほど増加をいたしております。十一月末におきます貸出の残高は二百九十五億八千九百万円というところに相成つております。一月平均にいたしましてその間約十五億円の増加を示しておるのでござい

ます。これに對しまして資金源のほうの主なるものを構成しております債券と預金の点について申し上げますと、現在におきますはすでに商工債券のほうに資金の大部分を構成する状況にありまして、十一月末においては発行高百五十二億八千万、これに對して預金のほうは百二十四億五千万の程度でございまして、而もこの百二十四億の預金のうちで、業界からの預金、つまり組合関係の預金は僅かに四十億を少し上廻る程度でございまして、あとは国庫余剰金の預託及び府県或いは市というふうな地方公共団体の預金というものが加わつておるのでござい

次に業種別に見まして、どういう業種に主として資金が流れておるか。これは十月末の情勢で申しますと、大勢を示しておるものと御了承願ひたいのでございまして、先ず筆頭は機械品の製造業つまり機械さん関係の融資でございまして、これが二〇・八%、二位は商業関係のうちの卸売業で一六%、三位は食糧品の製造関係で一五・七%、四位は機械、器具製造業で七・六%、五位が木材及び木製品関係の九・七%であります。このうちで機械、器具関係の九・七%であります。その半分以上は、いゝゆる下請工業関係の組合に對する融資になつておるのでござい

ます。次に運転資金と設備資金に分けて、どういう割合で出ておるかを申し上げますと、これは運転資金のほうが多いのでございまして、この点は先ほど岡田中小企業行長官から申された通りでございまして、即ち数字によつて申し上げますと、十月末現在におきますは、運転資金が二百四十四億、設備資金が三十六億あり、こういうところに相成つております。それから長期と短期と、つまり一年以上の貸出しと一年未満の貸出しに分けますと、一年以上が一六・九%、一年未満が八三・一%というところでございます。これを六月に比較いたしますと、六月は一年以上の長期貸出しが一五・六%でございまして、比較いたしました一・三%長期資金が増加をいたしております。併

しながら我々いたしましては、この現状を以ては甚だしく不十分と存じておるのであります。先ほどのお話にもございまして、これを二割、三割というふうな、できるだけ増加をして行くようにいたしたい、かように考えております。なお昨年末の法律改正によりまして、組合のみならず組合員に對する直接貸の途が開かれました。あります。この直接貸につきますのは、国会におきます法律改正の際の御意見等もございまして、何でもかでも取上げるといういたし方はしてないのでございまして、組合の機能を壊さないように、又組織化を妨げないようというふうな配慮の下にやつております。ために、急激なる増加はいたしませんけれども、それでも六月の直接貸の数字が二億六千万程度でござい

ましたが、十月末におきますは、すでに十一億二千万というふうな増加をいたしております。今後更に相当伸びて行くと思つております。なお中小金融をいたします上に、特に長期の金融をいたします上に、どうしても信用補強措置をいたしまして、信用保証協会の利用、或いは信用保険制度の利用というところが非常に必要になつて参るのでございまして、信用保険制度を利用されまして融資された総額は、十二月六日現在におきますは百八億程度でござい

ますが、このうちで商工中金が利用いたしました程度は五十五億ありでございまして、比率にいたしまして五・一%でござい

ます。即ち信用保険制度の半分は、信用保険による貸付の半額は、現在において商工中金が利用しておるといふこと

を昇すると思ひますが、この辺の材料からいたしまして、商工中金が長期資金の融通について相当積極性を持つておるといふふうに御判断をして頂けるのじやないかと存じております。

次に十一月末現在における資金の構成を大略申し上げますと、出資金十四億六千三百万円、債券発行高は先ほど申したように百五十二億八千七百

万円でありまして、このうち三年もの利付債が九十八億九千万円、割引債が五十三億八千万円という割合になつております。現在毎月利付債五億、割引債五億、合計十億を発行いたしております。そのうち割引債五億のうち三億五千万円はすでに発行いたしました。債券の借替に当てられますので、割引債としての資金の純増は一億五千万円であり、長期債を加えて六億五千万円が毎月債券発行による資金の増加である、こういうところに相成るのでござい

ます。それから預金につきましては、業界からの預金が四十一億九千万、政府の国庫余剰金の預託が五十三億、府県市等の公共団体の預金が二十九億、合せまして百二十四億ほどであります。なお借用金につきましては、主として日本銀行からの借入金でござい

ますが、これら十五億ほど不足いたすのであります。仮に現在問題になつておらないとしますならば償い得るという状況でござい

ます。なおこの信用保険の制度につきましても、私ども現在においても半分以上も利用している、活用しているという立場からいたしまして、信用保険制度の改正につきましても、従来からいろいろと私どもの希望なり意見なりを御当局にも申上げておるのでござい

小企業者の実情をいたしましては、筋の通つた金融機関からの借入がなかなかできないで、いわゆる市中金融に頼つて非常に苦しいやり繰りをしておられるかたもたくさんあると思うのであります。我々ではできませんならば、こういう業者に正常な金融機関からの資金を供給いたしまして、不当に高い金利の負担から解放してやるといふことが非常に必要なことじやないか、こゝういふふうに考えておるのであります。現在の保険法の解釈ではなか／＼むずかしいようになつて承つておりますが、保険制度全般を通じて、この旧債、殊に高利債を借替へる際には積極的に保険制度を活用せよといふような方針を確立して頂きますならば、中小企業界としては非常に喜ばれるのではなからうか、こゝういふふうに存じます。

なお商工中金の今後の問題といたしましては、長期資金の貸出を一種積極的にやりますこと、及び現在におきましては工業資金と商業資金との割合を見ますと、おおよそ八割が工業関係の資金に流れておまして、二割が商業資金に流れておるのであります。この割合は私も考えまして商業資金についてのもつと貸出をいたさなければいけない、こゝういふふうに考えまして、すでに各店舗長にも会議の節等そういう趣旨を理事長からお話しておられるのであります。商業資金は金融的に見ましてなか／＼つかみにくい面がありまして、事務的に苦勞はいたしますが、その方面にも我々としては特に関心を持つてゐるということをお報告申し上げるような次第であります。それから何と申しまして一番大切

な問題は、私どもの貸出の資金源が現状においては非常にコストが高いし、又三年ものの割引債券によります資金のほかにおおよそ短期資金で不安定である、この質があるわけでございます。で、仮に資金コストの点から申しましても、人件費、物件費というようなものを加算いたしませんで、直接資金原価のみからいいますと、市中銀行の資金原価の二倍半高くなつておるような状況でございます。我々としては、人件費、物件費を極度に切詰めまして、このコスト高は何ともし得ませんで、現在貸出金利が短期においてすでに市中銀行よりも四、五厘高いことになつておりますことは誠に心辛く感じておるような次第でございます。長期に安定をした資金源を相当大幅に導入して頂きますならば、我々もより営利機関ではござい

ませんし、できるだけ速かに金利の引下げも実行いたしたい、かように考えているような次第でございます。以上商工中金の現況と我々の立場をいたします若干の希望とを申し上げます。

○委員長(中川以良君) 有難うございました。

○小林政夫君 最初に先ほど来開銀との話合ひでもありましたように、又岡田長官もそういう考えを持つておられたようですが、中小企業の専門金融機関を作る、金融の特別な機関を作ることを望ましいといふことであつたが、現在農林漁業資金融通特別会計は農中が扱つておる。開銀銀行が今の見返資金の中小企業融資を引継ぐときに中小企業庁、少くとも通産省側においては、あの関係の融資をこの商工中金で扱

わしたらどうかというような考えを持たれたことがあるか。又持たれたとすれば、そういう交渉をされたことがあるのか、ちよつと長官に伺いたい。

○政府委員(岡田秀男君) 実は私八月に長官になりましたのでございまして、当時の経緯につきましては、よく存じておりますのであります。むしろその経緯を研究するといつた方向よりは、私が就任いたしました当時の情勢から考えまして、新しい構想を作るといふほうに勢力を集中いたしましたのでございまして、甚だ失礼でございますけれども、なんでございまして、取調をしまして別途申し上げます。

○小林政夫君 私はまあ新しい専門機構を作るといふこともさることながら、手取り早くやるという意味において、すでに農林漁業資金融通特別会計を農林中金が特設として扱つてゐる、そういう事例があるので、で、まあそれでは必ずしも満足しておらないので、農林漁業資金融通、金庫といふようなものを別途作りたといつた要望が一方に出ておるが、暫定的な措置にしても今の開銀銀行で中小企業融資を扱うよりは、これで扱うほうが本筋だと思ふのです、商工中金で扱うほうが。そういうようなことから考えて通産省側としてはまあ私の私見、個人的な意見は、あなたのほうがむしろ積極的に別途機関を作ることがむずかしければ、あなたのほうの管轄でもある、管轄の濃い商工中金に扱わすようなアイデアを持つて持つべきぢやないかという気がして尋ねたわけですが、これも、今まあ全然そういうことは暫定的に政府は考えずに別途の専門機構を作るほうに今後主力を置かれると

いうお考えですか。

○政府委員(岡田秀男君) 開銀銀行が今年の九月の十六日に、先ほど松田理事から種々説明をいたしました中小企業向けの貸出しをやりました時の発表文の冒頭に、開銀銀行は中小企業向けの見返資金の融資は適当な機関ができませんので間暫定的にやるのだという趣旨のことを言つておるのであります。従いまして先ほどからここで御研究御調査願ひました事柄から申しまして、まあ開銀銀行としては若し適当な機関ができればこれにその中小企業向けの貸出業務は譲りたいような気持ちがあつておるのだとございまして、その点につきましては私どもも適当な機関を作つてこれをまとめるといふ事柄につきましてはもう賛成なんでございまして、差当りこの中金に設備資金の貸出をやらせたらどうかということになりますと、この中金は組合乃至組合員以外には現在のところ融資ができたいことに相成つておりますので、その辺と現在の設備資金の貸出を特にさうな条件を付けませずに、広く代理店を通じて中小企業者に貸しておるところではとりの調和がちよつと現在とちよつと異なるので、中小企業専門の金融機関全般を通じてそれ／＼の持ち味によつて金融をさして行くといふことを考えたい、かようにまあ思つておるわけですが。

○小林政夫君 いや、それは商工中金法の建前から行けばお説の通りなんだが、例えばその点は農林中金について、合金融が建前であつて、まあ大体併しあすこの農林漁業資金融通特別会計に

よる融資というものは協同組合が多く対象となるでしようけれども、こゝで見返資金による中小企業融資というものを暫定的に今の別途機関を作る、その暫定的にしろ、開銀銀行に扱わすよりは、商工中金に扱わしたほうが筋だ、そしてその場合においては特に見返資金による中小企業融資といふものは組合でなしに、ただその融資事務は商工中金に扱わすといふことを私は言つておるわけなんです。だからその商工中金の本来の組合融資と、今の見返資金の中小企業融資、これは貸付対象が多少變つて来るといふことは言えますが、併しこゝういふことが可能でないといふことはない。こゝういふ可能ないに措置をすればできるわけなんです、こゝういふ構想も一つ考えて見られる必要もある、こゝういふ意味で申し上げたのです。が、それはいいでしよう、答弁は。それから一応これによると現状はわかるわけですが、一体商工中金で扱つておられる申込ですね、申込はどういうふうになつておりますか。これは正確な資料は恐らく困難じやないかと思ふが、一体借りたといふことを商工中金に申入れた件数及び金額に對して貸付は實際どうなつておるのかといふことが知りたいの一点。それから今の信用保険の利用について、何かえらちよつと窮屈なような困難があるようなふうにあなたの説明でそれたのですが、一体どういふ点に困難があるかといふことを一つ詳細にお話し願ひたい。

○参考人(岡田政信君) 第一のお尋ねに對しまして、これはただ口頭で借りたいと言つて来たものは含まない借入の申込書にいたしまして正式に申込ん

とのほかに、さようなものを防ぐという点もあろうかと思ふのであります。併し例えば或る中小企業者が原料糸を商人から買う。そうすると商人に對して借金が出来るものを銀行からや安定した金を借りて借替えるという場合、これが旧債の借替といふことになると思ふのであります。この借金の活用といふものは非常に狭いものになるのではないかと。私の今考へておきます考えではそういうこともよろしいと思ふのでありますけれども、若しいけないような運用方針でありますれば改めるように進めたい、特にむづかしい事情はないようにちよつと考へます。

○小林政夫君 今の恐らく買掛金を安定したものに借替えるといふことなしに、例えば財務局に對する届出だけで相當にいわゆる高利貸金業といふものがあります。いろ／＼会社の名前はありますが、要するに日歩十銭とか二十銭とか取つてやつておる高利貸がある。これも広い意味の金業機関である。併しそれを金業機関とあなたのはうでお認めになつて、それから日歩十銭とか二十銭といふ高金利を払つて借りておるものを商工中金あたりから借替えるという場合には、これは當然引受権を發動していいのじやないのですか。

○政府委員(岡田秀男君) そういうような金業機関は信用保険の中に入つておらんのでありますから、信用保険に入つておる金業機関相互の借替といふことにはならないかと思ふのであります。従いまして、若し現行の運用方針がそういうようなものはいかんといふことになつておりますれば、運用方針を改めたいと思ひますし、字句の上においてそれが不可能になつておれば、大蔵省と相談したして見たいと思ひます。

○委員長(中川以良君) 門司さん何か……

○参考人(門司政信君) 只今の小林先生の御質問で大体了しましたが、鐵屋が糸屋に對する買掛金を払うための金融、これが信用保険に適用できることは十分了承いたしておりますし、それは実行いたしております。その場合に高利貸から金を借りてすでに糸屋には払つたが、鐵屋としては高利貸に借金がある、これを肩替りすることができなからぬかといふことが問題なんではないかと。これだけは……

○小林政夫君 それはもうちよつとここで話せば、長官も了解されることと、あなたのはもうもつとよく話してスムーズにやつて頂きたいと思ひます。それからこの長期の貸出となつて一年以上のいわゆる長期の貸出となつておるもの内訳がわかりますか。一年以上二年未満と、二年以上三年未満といふものは……

○参考人(門司政信君) ちよつと今その材料は持つて参つておりません

○小林政夫君 それではあとで知らして下さい。それから長官の先ほどの話に返りますが、開發銀行で長期運転資金を扱う、あなたの考えでは成るべくならば商工中金の長期貸出の比率を大にして、このほうで運転資金を賄う、こ

金をこつちに引継がんと限りは、このままでやつてもやはり原則として組合の長期運転資金はできませんが、今開發銀行で申込んでゐるような直接の長期運転資金といふものは、このほうでは原則として扱えないといふことになるので解決つかないと思ひます。せいかつ、おつしやるようにこの商工中金においても長期資金を扱つてもらうといふことが望ましいんですが、併しどうもその点では解決しない。私は中小企業金融の味方なんです。そのつもりで聞いてもらわなければならぬが、大いに開發銀行で長期運転資金を扱うというようにならば、あなたのほうとしてはやつてもらつては困るというところは絶対ないはずで、むしろ表面的にはともかくとして、内心は喜んでもらわなければならぬと思ひますが、どうですか。

○政府委員(岡田秀男君) どうも速記がありますと……

○委員長(中川以良君) 速記をとめます。

○委員長(中川以良君) 速記を始めて下さい。

○小林政夫君 それから一つ、できるだけ商工中金の資金の比重を重くして行こうという、長官もそういう希望を持つておられるし、あなたも先ほどお話をされましたが、とにかく現在の窓口は大抵皆一応そういう交渉を受けていると思ひますが、一応貸して下さいます、こう行きますと、先づ一つ商手の割引から取引をいたしなさい、商手をつつて買つていらつしやう、それに

つてやつて見て、だん／＼あなたのほうのお仕事の状態がわかるから、そうしたら長いものも考えよう、こういう

のがオーソドックスのあなたのほうの窓口の今までのやり方だと思ひます。最初から二年とか三年とかいふ話をしても、てんで受けてもらえないといふのが大部分の窓口のあり方です。そういう点については今長官の御意思もあるが、どういふふうな将来やられるか、商手の割引或いは申込は申込として、商手の割引ならばこれは回転しますが、単名の短期でも余り望まない。況んや一年二年といふような長期運転資金であり、長期の金であれば、あなたのほうの窓口は望んでおられないし、最初から相手にしてもらえないといふのが現状だと思ひます。そういう点についてどういふふうな将来改善されるか、今の長官の御意思、或いは今のあなたの御意見だと、これは當然改善があるはずであります。

○参考人(門司政信君) 商工中金に來られます業者、組合は、従来全然私どもと預金の取引のないような組合がたくさん見えるわけでありまして、そういう面から窓口のものといたしましては、一応短期の取引を開始することによつて、その業態を早くつかみたいといふような考えから、只今のようない状態を申上げたのではないかと思ひます。であります、併し全体の融資から申しまして、そのような扱いばかりをいたしておるわけではございませんで、現在でも初めから長期の融資をいたすものもありませんし、又初めから単名の取引をいたしておるものもございませんので、ただその程度が非常に不十分だといふ御指摘かと存じますが、今度は問題の使命に鑑みまして、長期についても当初から成るべく取上げるようにいたしたいと思ひます。

○小林政夫君 或いは窓口の措置等も二年、三年のものはやらんとは申しませんが、併し一応商手から入つてもらいたいといふようなことなんで、もうちよつと私の先ほど言つたように借主、借入希望者に対する企業の内部にも或る程度最初から入つて、どうしてこれが運転資金であつても、その収益が僅かであつて、相當の完済には二年、三年かかるというやうなものも、そういう指導的な育成的な見地から、初めから受付けてもらふといふふうに指導方針を、窓口の受付の気持ちも変えてもらわなければ、あなたがたが長期資金の比重を多くするといつても、なか／＼そうならぬと思ひます。現在でも是非そういうふうな窓口のほうの状態、指導を要するべきだと思ひます。

○委員長(中川以良君) 長官にちよつとお尋ねいたしますが、政府の余裕金の預託金七十億を出すことに決定した

そうでありまして、新聞で見えて知つてゐるのですが、あの内容は新聞の通りでございますか。一つ御承知の範囲で御発表願ひます。

○政府委員(岡田秀男君) これは実に私として申し上げにくいのでございまして、ちよつと内談させて頂きたい。

○委員長(中川以良君) 速記をやめて。

○政府委員(岡田秀男君) 現在の預託の状況は十一月末の現在で見ますと、商工中金が五十三億、信用金庫が七十億、相互銀行が百十四億でございまして、これらいわゆる中小企業専門の金

の状況は十一月末の現在で見ますと、商工中金が五十三億、信用金庫が七十億、相互銀行が百十四億でございまして、これらいわゆる中小企業専門の金

の状況は十一月末の現在で見ますと、商工中金が五十三億、信用金庫が七十億、相互銀行が百十四億でございまして、これらいわゆる中小企業専門の金

の状況は十一月末の現在で見ますと、商工中金が五十三億、信用金庫が七十億、相互銀行が百十四億でございまして、これらいわゆる中小企業専門の金

の状況は十一月末の現在で見ますと、商工中金が五十三億、信用金庫が七十億、相互銀行が百十四億でございまして、これらいわゆる中小企業専門の金

の状況は十一月末の現在で見ますと、商工中金が五十三億、信用金庫が七十億、相互銀行が百十四億でございまして、これらいわゆる中小企業専門の金

の状況は十一月末の現在で見ますと、商工中金が五十三億、信用金庫が七十億、相互銀行が百十四億でございまして、これらいわゆる中小企業専門の金

の状況は十一月末の現在で見ますと、商工中金が五十三億、信用金庫が七十億、相互銀行が百十四億でございまして、これらいわゆる中小企業専門の金

融機関に対しまする預託の残が二百三十七億に相成つておるのであります。これは三月までは置いておくというふうになつております。そのほかに農林中金二十五億とか銀行が八十億何がしとございます。この点は状況に応じて或いは変化して行くかと思ひます。

○委員長(中川以良君) そうすると商工中金のほうは今度仄開するに四十億預託をするようでありますが、それはそれだけ三月まで残るわけですか。今返すのはないわけでございますか。

○参事人(門司政信君) 最も最近にお返ししなければならんものは、一月の十日でございますか、五億円お返しするのだけでございます。あとは年度末まで置くということになつております。

○委員長(中川以良君) そうすると長官、三月まで据置くというのに、今のお話では一月にすでに五億お返ししなければならんというのはどういうわけですか。

○政府委員(岡田秀男君) 最近私のほうで、それを最初の四十八億をこの間十月の十一日に五億殖やした、その五億の分だけは一月の十一日に取上げるということを言つておるのであります。私のほうは先ほど申し上げましたような中金の資金繰りでございまして、それからそれを大蔵省のほうへ話しまして、これは是非延ばしてもらつたようにしようと思つております。

○委員長(中川以良君) 是非一つそういうふうな御実行をお願いいたします。

○小林政夫君 先ほどの例の高利の分です。あなたは運用方針を若し現在

商工中金の言われるようなことになつておらなければ改めると言われましたが、念のために改めたかどうかということとあとで報告してもらいたいのです。

○政府委員(岡田秀男君) 承知いたしました。

○委員長(中川以良君) ほかに御質疑ございませんか。それでは本日の中小企業金融に関する問題はこれを以て打切いたします。誠に有難うございました。

次回は、実は衆議院のほうが予算委員会が済まないとなか／＼上らないのでございまして、金曜日は午後一時から小委員会を請願、陳情を審議することになつておりますから、従つて今週は休みまして、来週から一つ大いに勉強したい、こういうことでございいたします。

【異議なしと呼ぶ者あり】

○委員長(中川以良君) それでは大体そういうことにいたします。

本日はこれにて散会をいたします。

午後四時七分散会